

國學院大學學術情報リポジトリ

柏崎騒動管見：「生田萬の落し文」によせて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-05-11 キーワード (Ja): 生田萬, 柏崎騒動 キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000365

柏崎騒動管見

——「生田萬の落し文」によせて——

小林 宏

緒言

- 一 落し文の伝本とその内容
 - 二 落し文の信憑性
 - 三 落し文のレトリック(一)
——正当化の為の二つの根拠——
 - 四 落し文のレトリック(二)
——松平定信の政策——
 - 五 落し文のレトリック(三)
——「国本論」をめぐって——
 - 六 落し文のレトリック(四)
——生田萬と松平定信——
- 結言

緒言

1

天保八年(一八三七)六月一日に勃発した柏崎騒動、即ち生田萬の乱については、すでに先学によって多くのすぐれた研究成果が挙げられているが、この事件と生田萬の思想との関係については、史料上の制約もあって、研究

者によって見解が分れ、必ずしも一定していないのが現状のようである。

生田萬の集団が掲げた二流の白旗に記された「奉天命誅国賊」、「集忠義討暴逆」の文字は、この集団による行動の意図や目的を示す唯一のものであるが、この旗の文言は、余りにも抽象的であつて、これだけでは、その意味するところを十分に知ることはできない。この文言の具体的な意味内容を推測せしめる文献として当時、土地の人々から「生田萬の落し文」と称された匿名の檄文がある。但しこの文書の信憑性についても、従来、研究者間に意見の相違があり、その史料的价值については、まだ確定していないようである。しかし私は以下に述べるように、この落し文には、まだ謎の部分が多く残されており、果して生田萬自身がその全文を執筆したかどうか不明であるが、そこには当時の生田萬の意向が籠められており、この事件の本質を探る上において看過すべき史料ではないと考えている。

本稿では、先ずこの落し文を通して、生田萬がどのような論理を以て柏崎の民衆に対し蹶起を呼びかけ、行動への参加を促したか、その説得のためのレトリックを考察することを主たる目的とし、併せて当時の萬の心情や思考の一端を知る手懸りを得たいと思う。なお、この事件の真の動機、意図、目的、及びこの事件と萬の思想との関係等については、本稿では直接とり上げず、今後の課題とすることにした。

一 落し文の伝本とその内容

最初に、落し文の伝本とその内容について見て行くこととする。現在、その原本と思われるものは存在せず、管見の及ぶ限りでは、次の伝本三種があげられる。

① 「生田萬の落し文」、甲子樓主人講演「尊王生田の旗風」所載

② 「落弁」、「御陣内騒働記」(財団法人黒船館々長、吉田直一郎氏所蔵) 所載

③ 「五月二日落書」、「柏崎騒動聞書」(柏崎市西本町、西卷憲一郎氏旧蔵、柏崎市立図書館所蔵) 所載

①を掲載する「生田の旗風」は、明治三十六年一月十九日の柏崎新聞附録として刊行され、その後、相馬御風『義人生田萬の生涯と詩歌』(昭和四年、春秋社刊)に転載された。但し、甲子樓主人(関甲子次郎氏)が「生田の旗風」に掲載した落し文の祖本については不明。

②には、「肴場四ッ角ニ老丈斗之竹先キニ水引ニ而結付の落弁之事」という前書がある。また②を掲載する「御陣内騒働記」の表紙には、「天保八西六月朔日七日認」「内山篤次控(マ)」の記事がある。「内山篤次」は不詳^(マ)。

③を掲載する「柏崎騒動聞書」は、今泉鐸次郎・今泉省三他編『越佐叢書 第八卷』(昭和五十一年、野島出版刊)にも掲載されている。その「解題」によれば、当史料は昭和二十七年、新潟県中頸城郡黒川村字岩手の佐藤平八氏宅の文書整理中に発見され、翌二十八年に柏崎市西本町一丁目の西卷達一郎氏がそれを譲り受けたとされている。なお上記①②③は、何れも『柏崎市史資料集 近世篇2下』(昭和六十年、柏崎市史編さん室)に収載されている。

次に上記三種の伝本の体裁についてみると、②③については、それを筆写した人物は別人であり、②③間には母子関係はないと思われるが、両者とも筆写の際の誤字脱字が認められ、必ずしも良好な写本とはいえない。①は②③に比べると、誤字脱字は少なく、その文章も一応整っている史料である。従って研究者の多くは、落し文の引用に際しては、①を使用している。

しかし、その文体についてみると、②③には擬漢文体の個所が多いが(例えば「可申触者也」「必蒙天罰もの也」)

等)、①には擬漢文体の個所は少なく、書き下し文となっている個所が多い(例えば「申触る可き者也」「必ず天罰を蒙る者也」等)。更に伝本の内容についてみると、①と②③とは、次のような大きな違いがある。

まず落し文の冒頭について。②には「此書付、早速ニ在町可申触もの也。万一、此書付直ニ役元へ差上候もの有之、必蒙天罪(罰)もの也」、③には「此書付、早速ニ在町可申触者也。万一、此書付直ニ役元へ差上候者ハ必蒙天罰者也」(句読点、小林、以下同じ)とあり、②の前掲文の次には、改行して「耳目ある在町のものニ申聞す事」という事書がある。③の前掲文の次にも、若干の誤写があるが、やはり改行して②と同様の文がある。しかし①には、②③の前掲文に相当する文は冒頭部にはなく、その末尾に「但し此書附、早速に在町に申触る可き者也。万一、此書附直に役元へ差出し候者は必ず天罰を蒙る者也」と記されており、また①には、「耳目ある在町のものニ申聞す事」という事書はない。次に落し文の末尾について。②③には、共に「急度順達可被致候。以上」とあって、その後「触書 こころざし ありものぞ」(②)、「触元 心ざしある者也」(③)という差出し人が記されている。しかし①には、そのような差出し人を示す記載はない。

その他の個所について。②③にあって、①にはない文がある。下記の傍線部が即ちそれである(②を引用、括弧内は③)

(a) 此時、当年猶又穀物不実候へは天下大乱也。御領分は其乱の許也。然ルに柏崎之御役人、何故在々之長百姓穀物を隠し置候をせんさく致し、……

(b) 第一は西卷・岩下・西山米屋共、町役人ハ中村・宮川、是を打潰し、両人之御代官退役被下度、在分ハ大煎不残打潰し可申事、……
(生俵)

(c) 御制度御用へ被下、米直段、去暮落札より沓俵安ニ御藏敷御定メ被下候へハ在町一同難有奉賀申上候。
(入)

(d) 此書付、外人二見せ候^(終り)、決断之上、格別此儀二付、直二役元へ差上候得は、御心付も勿論の事二ハ無之候^(御座)哉。右中浜、納屋町、四ツ家、浦町・柳橋等二……

以上、②と③とでは、その用字に関しては若干の異同はあるものの、その文体や文の構成はほぼ同じく、①とは異なっているから、②と③は同系統の伝本と考えてよいであろう。それでは、①と②③とは何れが落し文の原文に近いかということになるが、文体を考えれば②③の方が原文に近く、落し文の町在への伝達を命じた文も、①のように末尾にあるよりは、②③のように冒頭にある方がより効果があるろう。②によれば、この文は落し文とは別紙か、または落し文の表紙に記されていた可能性がある。②③の冒頭にある事書や末尾にある差出し人を示す文言も、①にはないが、落し文の原文にはあった方が自然である。更に②③については、次のことが注目されよう。即ち②を掲載している「御陣内騒働記」の前掲表紙の記事からすれば、この落し文の全文は事件後、間もなく写されたことになる。しかもこの落し文の前掲前書によれば、それが撒布されたのは「肴場四ツ角」であって、同所は当時の柏崎において人々の最も多く集合する繁華な場所であった⁽³⁾（但し落し文には、集合すべき場所を四地域に分けて記されているから、落し文は、この四地域に分けて、多く撒布されたであろう）。また③によれば「五月二日落書」とあるから、落し文は事件勃発の約一月前に撒布されたことになる。このように②③を掲載する史料には、落し文の撒布された日付、場所、状況等が具体的に記されている。以上を勘案すれば、②③が落し文の原本から直接筆写されたかどうかは不明であるとしても、それらは、かなり原文に近い体裁や内容をもつ伝本と考えてよいのはなからうか。

一方、①については、どのように考えたらよいか。①は、内容に関しては②③とそれほど異なるものではないが、落し文の体裁や構成については、上述のように②③とはかなりの相違がある。結論から先にいえば、①は後に

なつて落し文の原文に修正の筆が加えられたものではないかと思う。①では攻撃・非難の対象となつてゐる米商・町役人の姓の一字が伏字になつてゐるが、それは関甲子次郎氏が落し文を「生田の旗風」に公表した際に作為したものである。確かに①は②③に比べて誤字、脱字が少なく、殆ど書き下し文となつており、また仮名はすべて平仮名であつて、全体として読み易く理解し易い。しかし、それも関氏、もしくは他者によつて、その祖本が修正されたからではなからうか。

前掲②③にあつて①にない文についても、次のようなことが考えられる。「両人之御代官退役被下度」は、後段には「第一、式人之御代官、……是等ハ張本ニ付、此もの共首刎可申事」とあつて、代官に対しては、その記述が異なつてゐる。末尾の「格別此儀ニ付、直ニ役元へ差上候得は、御心付も勿論の事ニハ無之候哉」は、冒頭の「万一、此書付直ニ役本へ差上候もの有之、必蒙天罪もの也」とは、その内容が齟齬してゐる。また「米直段、去暮落札より壹俵安ニ……」の文は、柏崎陣屋の蔵米入札の値段を指してゐると思われが、「壹俵」安くしたとしても、飢民救済には殆ど効果はないであらう（或いは「壹俵」には脱字があるかも知れない）。このように②③には不審な記述があるが、もし上記の文が①の祖本にもあつたとすれば、①にそれがないのは、後人が落し文の内容を整理して理解し易いように削除したということにならう。但し②③に誤写・誤読があつて、①の用字が正しいと思われ個所も若干存する。②③の「大塩平八郎様之火事」、「此儀……私欲ニかかわり候事、第一の肝要二候」（括弧内は①）等である。

以上から、②③を原文に近いものと一応考え、今、②③を底本とし、①を参照して、落し文の全文を左に掲げることとする。③は柏崎市立図書館所蔵本を使用した。②は、それを掲載する「御陣内騒働記」の原本を諸般の事情により閲覧することができなかつたので、『柏崎市史資料集 近世篇 2下』掲載のものを便宜使用した。（一）内

は①、「一」内は②または③の用字である（句読点は小林）。

此書付、早速ニ在町（ト）可申触もの也。万一、此書付、直ニ役元へ差上候もの有之ハ必蒙天罰もの也。耳目ある在町のものニ申聞す事。

国恩ニ報し困窮を救ふの一心よりの所為。

一民は国の本ニ而、民の貧富より国も貧富する（ハ）天利の道理也。夫故、治乱共に民を富ますを肝要ニ致すもの也。扱柏崎、楽翁様以来之御政事、毎々此儀を第一と可致候処、天保四巳年以來、ききん相続（打）き、別而去申年ハ殊之外ニ天下ききんニ而、すでニ乱世とも可成趣、只今ハ卵をかさねたること（キ）の時節故、武の備ハ尤（最）可有之儀也。然ルニ百姓は穀物を他村へ運ひ候得共、御禁制も無之、悪商人共、穀物を積出し候得共、是も御禁制不被成候故、御領分中、米穀六ヶ（乏）敷相成、一日の間ニ米直段、山ニ登るがこと（ト）、此時、当年猶又穀物不実候へは天下大乱也。御領分は其乱の許也。然ルニ柏崎之御役人、何故在々の長百姓穀物を隠し置候をせんさく致し、其人別を斗り、壺合たりとも余分あらば長面（帳）ニ留（め）、五人組ニ預ケ、此分ハ不申及、其地（他）の穀物を外国江持運ひ候ものを重き曲事ニ申付、町人長立候ものは穀物ハ不申及、酒かす迄も一切の食物、他国江運ひ候もの嚴重（賊）ニ咎メ申付、若又是等之者有之は直ニ首を刎ね、是ヲ在町江御懸ケ可被成之処、少々之儀も御禁制無之は国の制度ハ更ニなしと可申。愈々無法ニ候得は、此上は必死と申もの也。乍去、大塩平八郎様之火事（大）と堅く禁制之事、難渋之もの（殊）誠ニ可憐事也。第一は西巻・岩下・西山米屋共、町役人ハ中村・宮川、是を打潰し、兩人之御代官、退役被下度、在分ハ大肝煎不残打潰し可申事、下として御上様に御差図致ニハ無之、此儀私欲ニさへ抱り不申候ハバ天理ニ相叶候間 私欲ニかかわり候事、第一の肝要ニ候。御制度御用へ被下、米直段（生儀）、去暮落札より壺俵安ニ敷御定メ被下候へハ在町一同難有奉賀申上候（存）併此儀御取用ひ無之候ハバ迫も必死ニ候間、一同覺悟を極メ、上

ハ中浜、⁽²⁾三ツ石ニ打集り、納屋町ハ直ニ浜ニ打出テ、四ツ家ハ悪田浜ニ打出し、浦町・柳橋辺のものハ不残西光寺の下へ打集り、評義之上、江戸迄も、桑名迄も、御公儀様迄も願出可申事也。逆も必死之事故、在町共、能々耳目をひらきて考へ早々可打立もの也。第一、式人之御代官、此西山・岩下・西卷米屋、在分ハ大肝煎不残、是等ハ張本ニ付、此もの共首刎可申事、楽翁様の御代ならハ如斯之処、^(只今)我々共、国法ニしたかへ、^(心)天照大神の御勅ニしたがへ来候得共、^(心)楽翁様 御思召も一同之事ニ付、少々其法ニ随ひ、一同百姓町人の難渋も^(の者共)、早々決断して是等の首を刎て、天神・楽翁様の御主意ニかわるべきもの也。其^(要)かなめハ是より他事無之事也。此書付、外人ニ見せ終り、決断之上、格別此儀ニ付、直ニ役元へ差上候得は御心付も勿論の事ニハ無^(御座)之候哉。右中浜、納屋町、四ツ家、浦町・柳橋等ニ急度順達可被致候。以上。

触元

こころざしあるものゝ

落し文の内容は、次の三段階に大きく分けることができよう。

- (一) 「民は国の本ニ而、民の貧富より国も貧富するは天の道理也。……武の備ハ尤可有之儀也。」
- (二) 「然ルニ百姓は穀物を他村へ運び候得共、御禁制も無之、……米直段、去暮落札より沓俵安ニ敵敷御定メ被下候へハ在町一同難有奉存候。」
- (三) 「併此儀御取用ひ無之候ハバ逆も必死ニ候間、……急度順達可被致候。以上。」

(一)は飢饉に悩む柏崎の町在民に対し、施すべき政策の基本原理を述べたもの、(二)は飢饉による柏崎の町在民の危機的状況を述べ、その原因を招いた悪吏・奸商の処罰を求めたもの、(三)は柏崎の町在民に対し、一致団結して柏崎陣屋の暴政に対する積極的な抵抗を呼びかけたものである。

二 落し文の信憑性

前章では落し文のテキストについて、若干の検討を試みたが、ここに大きな問題がある。それは前記伝本の②③が落し文の原文に近いものであるとしても、この「生田萬の落し文」と称される文書が果して生田萬自身によって書かれたものかどうかということである。

前記②が「御陣内騒働記」という題名をもつ記録の冒頭部に、③が「柏崎騒働聞書」という項目名をもつ記事の中に、共に落し文以外の騒働関係記事と一緒に収められていることは、事件当初から人々によって、この落し文が当事件と関係の深い文書として認識されていたことを物語る。従って「生田の旗風」を著わした関甲子次郎氏も、この落し文を引用するに当って、「其頃柏崎の諸所に、落し文を為す者がありました。誰の所しむぎ為か一向しれませんでした。後には之れを生田萬の、落し文と人々は云ひました」としてその全文を紹介し、その後大塩の檄文と比較して、「只大塩先生の檄文は、生田先生の落文よりは、余程綿密にして、且つ長文なるもので有り升」(相馬御風前掲書三〇一頁以下)と述べて、この落し文を生田萬が書いたものとして扱っているのである。

しかし、その後、この落し文の評価をめぐって研究者間に意見の相違が生じた。次に当事件の代表的な研究者である三者の見解について見ておくこととしたい。

(一) 伊東多三郎『国学者の道』昭和四十六年、野島出版刊(昭和十九年刊の改訂版)

伊東氏は、この落し文について、「文辞が拙なく内容もふさわしくないので、生田萬の檄文とは考えられない」(二二二頁)として、その研究を断念し、その全文は「ただ参考のため」(同上)として、関甲子次郎氏の掲げる前

記「生田萬の落し文」(①)を転載している。

(二) 上田賢治「生田萬考」『國學院大學日本文化研究所紀要』三三輯、昭和四十八年

上田氏は、この落し文が土地の人々から「生田の落し文」と呼ばれていたことを重視して、「生田萬の檄文とは考えられない」とする伊東説に対し、「必ずしも、そうとばかりは思われたい」と述べ、その理由として次の事実を指摘された。即ち、この落し文の内容が大塩の檄文ほど儒教的ニュアンスはなく、全体が何れかといえば神道のでさえあること、萬がかつて館林侯に奉った藩政改革意見書「岩にむす苔」と落し文との間に、その発想、論理の展開に近似性のあること、とくに落し文の陣屋襲撃の目的はただ悪吏膺懲の為であり、萬のかねて抱いていた考え方も一致していること、更に落し文に悪徳商人襲撃のため百姓の集結すべき場所の指定が為されているのは、萬らの行動が百姓たちの蜂起をうながすことを考えていたことになり、陣屋襲撃の意味を一層理解し易いものにする事である(四八・四九頁)。

(三) 新沢佳大「近世支領統治の一考察——生田万の乱の社会的構造——豊田武教授還暦記念会編『日本近世史の地方的展開』昭和四十八年、吉川弘文館刊。同「越後生田萬の乱」『大塩研究』一一号、一九八一年

新沢氏は、前者の論文において生田萬の乱を社会経済史の視点から考察し、落し文を用いて、当時の柏崎における貨幣経済の浸透と小前百姓の反陣屋闘争について論述を展開されている。また後者の論文において、落し文で非難・攻撃の対象とされている西山・岩下・西巻の米商、中村・宮川の町役人が何れも生田萬の門下ではないという事実、一方、萬を柏崎に招聘した、萬と関係の深い豪商らの名がこの落し文には見えないこと等から、この落し文の筆者を「萬以外の何人に求めることができようか」とされている(一四頁)。

以上、伊東氏は、この落し文は萬の書いたものではないと断定されたが、一方、上田、新沢両氏は、その内容に

検討を加え、この文書が生田萬の落し文として、一定の信憑性を有することを認められた。私も後述するように、落し文の内容をつきつめて考えると、萬の思想と符合するところが多く、当時の萬の意向を書き記したのもとしても、それほど不自然ではないように思われる。ただ問題は、伊東氏が指摘された「文辞が拙なく内容も（生田萬に）ふさわしくない」とされた落し文の「文辞」である。確かに、この落し文の文章には晦渋、稚拙な部分があり、また論旨必ずしも明快ではない個所も存する。従つて、頭脳明晰にして名文家でもある生田萬が自ら筆を執つて、その全文を書いたものとしては、やはり疑問が残るのである。

それでは、この落し文の表現とその内容との整合性について、どのように考えたらよいであろうか。この問題を矛盾なく理解する為には、次の二つの場合が考えられよう。

(a) 萬自身が書いた落し文が撒布されたが、その後、第三者がそれに加筆修正を施し、それが前掲「御陣内騷働記」や「柏崎騷動聞書」に掲載されたとする場合。

(b) 萬自身は落し文を作成せず、その主旨を第三者に伝え（口頭、または草案、覺書等による）、それに基づいて第三者が落し文の成案を作成して撒布し、それが前掲史料に掲載されたとする場合。

落し文の原本が存在しない以上、(a)(b)何れが正しいか、今、俄かに断定することはできない。ただここでは落し文について考える際の参考として、次の二点を指摘して後考を俟ちたい。

その第一は大塩の檄文との比較である。萬が大塩の乱の直後から、その檄文や関係文書を蒐集し、研究していたことはよく知られている事実である。⁽⁴⁾大塩の檄文の内容は、最初に古典的な儒学の政治思想ともいうべき天人感応説に基づき、近年は悪吏の暴政により人民が困窮し、その怨気が天に通じて連年、天災地変が起きていることを述べる。次に大坂町奉行や配下の諸役人による悪政の状況と豪商による奢侈放埒の生活を一一具体的な事例をあげて

厳しく糾弾する。最後に摂津・河内・和泉・播磨の窮民に対し、これら貪吏・奸商を誅伐して、中興の神武帝の政を恢復する決意を述べ、その協力を呼びかける。

大塩の檄文の内容・構成は上記の通りであるが、それは中国の故事を交え、漢語を多用し、且つかなりの長文であって、極めて格調の高いものである。一方、「生田萬の落し文」は大塩の檄文と比較すると、その構成はほぼ同じであるが、全体として平易に書かれており、難解な漢語は殆ど用いられておらず、儒教的な天人感説も述べられていない。文章の長さも、大塩の檄文の三分の一程度である。恐らく萬は大塩の檄文を読んで、これではその内容、表現ともに高邁に過ぎ、また長文に過ぎて、当時の柏崎の町在民にとってはなじみ難く、直接彼等に訴えることはできないと感じたのであろう。伝存の落し文が果して萬自身によつて書かれたものかどうかは不明であるとしても、この落し文には、上記のような萬の意向がそれなりに反映していると考えるのもよいのではなからうか。

次に指摘しておきたい第二は、この落し文と関わりの深いと思われるもう一人の人物についてである。前掲落し文②を掲載する「御陣内騷働記」には、その冒頭に次のような記事がある。

頃は天保八酉年六月朔日、柏崎陣屋御騷働_(ト)有之。其節、狼藉もの之書記と相見へ申候。

兼而春中_ニ謀反之企なる事にや、生田萬方へ罷越、詠し候事也。

御門辺にことしあらばと たくむなる

こぶしをにぎる春ハ来にけり

山岸加藤

ここには、先ず「山岸加藤」、即ち山岸嘉藤次が生田萬方を訪れた際に詠んだという歌が掲げられ、その次に前掲「肴場四ツ角ニ壱丈斗之竹先キニ水引ニ而結び付の落弁之事」という前書があつて、その後「此書付、早速ニ

在町可申触もの也」云々として、落し文の全文が記されている。この「騒働記」が落し文の全文を掲載するに当たって、その冒頭に生田萬方で詠んだという山岸嘉藤次の、事件を予告するような歌をあげていることは、この落し文と嘉藤次との関係を暗示しているように思われるが如何であろうか。

山岸嘉藤次秀俊（当時三十一歳）は、越後国蒲原郡源八新田の百姓であつて、農業の傍ら経師屋渡世を營み、尾州浪人の劍術家、鷺尾甚助（陣屋襲撃者の一人）の門下であつたが、萬が来柏した際、その門弟となつた人物である。嘉藤次は天保八年五月九日、萬が柏崎諏訪神社の神官、樋口家を訪れ、半月間留守をする旨を告げて最後の暇乞に参上した際にも萬に同行し、また後掲の嘉藤次の「死骸御見分書」にも、「嘉藤次儀、始終萬江付歩行」と記されている。このように嘉藤次は萬の思想や人格に傾倒し、事件の始めから終りまで絶えず萬と行動を共にしており、従つて萬の意を受けて陣屋襲撃の下準備にも奔走していたのではないかと推測される。

六月一日未明、陣屋襲撃に参加した集団は、萬を含めて六人であるが、その中、陣屋を直接襲撃したのは生田萬、鈴木城之助、山岸嘉藤次の三名であり、鷺尾甚助、古田喜一郎は鵜川橋上に旗を立て、町方から来るもののを来を遮断し、その警固に當つた。残る一名の小沢佐左衛門の動向は必ずしも明らかではないが、やはり鵜川橋上か陣屋の門外にあつて警固に當つていたらしい。ここでは嘉藤次が襲撃当初より萬と共に実戦集団に参加している事実注目したい。

陣屋襲撃中に斬死した鈴木その他五名は、納屋町浦の浜に逃走して自決するか、もしくは陣屋の武士によつて討留められるが（鷺尾のみ遁れて江戸幕府に自首）、それら五人の遺体は桑名藩代官らの「死骸御見分書」⁵⁾によれば、生田、鈴木、鈴木は死体から切断されおらず、古田、小沢の首は死体から切断されてはいるが、その首は検屍役人の見分を受けている。

しかし、山岸嘉藤次の首だけは遺体から切断されて浜にはなく、首のない遺体だけが浜に残されていた。その点について前記「死骸御見分書」は、「右之もの首被打落候を萬、海中へ投入候趣二而、不相見」と記している。即ち検屍役人は、嘉藤次の首は生田萬が海中に投じたのではないかと推測しているのである。嘉藤次は恐らく自決するに際し、鷺尾が介錯し、萬もしくは萬の命をうけた鷺尾が、その首を海中に投じたものである。何故、萬は嘉藤次の首を海中に投じたのか。それはこの度の陣屋襲撃に際し、終始自分と行動を共にし、自分に殉じた嘉藤次の心情を憐んで、せめてその首が汚吏の手に落ちて市中に晒されることのないようにという萬の配慮からではなからうか。以上から、もし落し文の作成やその撤布などに深く関わる第三者が居たとすれば、それは前掲「騒働記」の記述と相俟って山岸嘉藤次以外には考えられないであろう。

三 落し文のレトリック(一)

——正当化の為の二つの根拠——

落し文では、柏崎の民衆が蹶起すべき理由について縷々述べているが、その内容は、やや錯綜して理解し難い個所がある。しかし、その論旨を分析して全体を整理するならば、凡そ次のようにいうことができよう。

落し文では、陣屋の役人が暴利を貪る商人や長百姓と結託して、飢饉の際の緊急的な措置、即ち津留めを行わないことよって、民衆の多くが「必死」の状態に陥っていることが強調されている。それでは何故、そのことが蹶起すべき理由になり得るかといえば、陣屋役人等による、そのような行為は、結局「天の道理」に反するからだというのである。従って、落し文のいう民衆蹶起の義務付けの根拠は、究極的には「天の道理」にあり、落し文が、

その冒頭において「民は国の本二而、民の貧富より国も貧富するハ天の道理也」といって、「天の道理」をあげているのはその為である。即ち冒頭のこの文は、我々は「天の道理」に基づいて、この度の陣屋役人の悪政に抵抗し、行動を起すことを暗に宣言したものであり、それは萬の集団が行動を起した際に掲げた白旗の文字「奉天命討国賊」とも符合するのである。

また落し文の後段には、「天照大神之御勅」なる語が見えており、この度は、その法に従って暴利を貪る代官、商人、大肝煎らの首を刎ねるべきだと主張している。落し文には、この「神勅」の内容については何も記されていないが、それは後述するように「天の道理」とほぼ同じものと考えてよいであろう。そうすると、この事件における実力行使の為の究極の根拠は、「天の道理」と「神勅」にあるということになる。即ち「天の道理」「神勅」は、当時何人といえども、それを否定することのできない永久不変の効力を有する規範であり、今日という自然法に相当するものであった。

現代の抵抗権理論によれば、抵抗権とは実定法上の義務が合法的に成立していることを前提とし、その前提をひとまず承認した上で、実定法以外の秩序に基づく義務（非法的義務、自然法上の義務）を根拠として、そうした義務を拒否することを、その内容とするといわれている。⁽⁶⁾この落し文も、「大塩平八郎様之大事は堅く禁制之事」といって、大塩の乱の如き行動に対する禁制の存在をひとまず認めながら、その禁制を順守する実定法上の義務よりも、「天の道理」や「神勅」という非法的義務の方に価値があるとして、それを根拠に前記禁制を順守する義務を拒否するものであるから、やはり一種の抵抗権理論の上に立つものといえよう。

このように落し文は、民衆による抵抗の義務付けの根拠を「天の道理」や「神勅」に求めるものであるが、しかしそれだけでは、その内容は余りにも莫然としており、抽象的である。もとより落し文には、「民は国の本二而、

民の貧富より国も貧富する」こと、及び「治乱共二民を富ます」ことが「天の道理」であると説明されている。しかし「民は国の本」とは、一体どういうことなのか。それは「民の貧富より国も貧富する」ことであるとしても、どのような場合に、どのような政策をとることが民を富ますことになり、また民を貧しくすることになるのか。上記の文だけでは、「民は国の本」という実際上の政策の内容を知ることができない。そこで落し文は、陣屋の役人が暴利を貪る悪徳商人らと結託して津留めを行わないことこそが結局、民を貧しくし、民を死に追いやることになり、それが即ち「民は国の本」という「天の道理」や「神勅」に違反するのだとして、陣屋役人や商人らの不正な行為の具体的な内容を挙げて、彼等を糾弾しているのである。

四 落し文のレトリック(二)

——松平定信の政策——

前章では落し文の論理の構造を分析して、民衆の蹶起を正当化する根拠には、「天の道理」「神勅」という理念上の根拠と当時柏崎において発生した飢民救済問題という実際上の根拠との二つがあることを指摘した。しかし落し文には、上記二つの根拠の他に民衆の蹶起を正当化する根拠として、更にもう一つのものあげられている。落し文の前段に見える「楽翁様以来之御政事」と後段に見える「楽翁様の御思召」「楽翁様の御主意」とが即ちそれである。落し文が「楽翁様の御政事・御思召・御主意」をあげていることは、松平定信の政治・思想・信条がこの度の民衆の蹶起を正当化する根拠として極めて重要な機能を果たすことを落し文の筆者がよく認識していたことを証するものである。それでは「楽翁様の御政事・御思召・御主意」とは一体どのようなものであるか、またそれは前述

の理念上の根拠、実際上の根拠とどのような関係にあるのか、以下、それらの問題について考えてみたい。

楽翁松平定信は、安永三年（一七七四）三月、陸奥白河藩主松平定邦の養子となり、ついで天明三年（一七八三）十月、数え二十六歳にして定邦に代つて家督を継ぎ、白河藩十一万石の当主となった。同七年六月、藩政の実績を買われて老中首座となつて幕政を担当し、いわゆる寛政の改革を推進したが、寛政五年（一七九三）七月、老中職を辞してから後は再び藩政に専念した。文化九年（一八一二）四月、家督を嫡子定永に譲り、文政十二年（一八一二）四月、七十二歳を以て没した。

以上が定信の政治的な略歴であるが、この経歴からすれば定信は約三十年近く白河藩主としての地位にあり、隠退後も約十五年間（その間には、文政六年三月の久松平家の白河から桑名への転封がある）、生存していたから、その間も藩政に多かれ少なかれ影響を与えたことは十分に考えられよう。一方、天保八年（一八三七）六月一日に起きた柏崎騒動は、定信隠退後から二十五年後のことであるが、定信没後から数えれば僅か八年しか経ていない。従つて定信は、陣屋の役人にとつては勿論のこと、当時の柏崎の町在民にとつても決して偶像的な存在ではなく、極めて身近に感じる人物であつた。右に關して次に具体的な事例をあげて見ることにしたい。

定信の政治改革は頗る多方面にわたるが、その藩政改革は飢饉対策から出発したといつても過言ではない。定信が家督を継いだ天明三年は、いわゆる天明の飢饉の真只中であり、白河城下においても打ちこわしが発生し、民衆の蜂起が始まつていた。定信は比較的被害の少なかった越後領分の収穫米の廻送を図り、上方や他領からも米穀の購入に努めると共に、藩の御内用達の豪農商には飢民救済の為の資金を調達させた。一方、家臣に対しては、いわゆる人別扶持を導入して藩の財政をきりつめ、また厳しい儉約令を発して自らも生活を質素にして範を示すなど、積極的な飢饉対策を打ち出し、どうにか白河藩領における、この危機を乗り切つたのである。⁽⁷⁾

定信が老中職に就いて間もなく、柏崎町に隣接する椎谷藩領に、いわゆる天明義民騒動なる百姓一揆が起きたが、定信の監督の下、寺社奉行が公正な裁判を行い、悪政を行った当藩主を若隠居させ、他家から新藩主を迎えて堀氏の嫡流を廃し、領地の入替をするなどの処罰を与えている。⁽⁸⁾ このような定信による民政重視の撫民政策は、直接柏崎陣屋領分に対するものではなかったが、定信の名声は藩主就任早々から柏崎にも聞こえていたに違いない。定信は藩主就任の翌年、即ち天明四年（一七八四）八月には、江戸屋敷、及び白河城内と並んで柏崎陣屋の勘定所にも目安箱を設置するが、その後、寛政元年（一七八九）九月には、それを陣屋の門前に移設したというから、これなども、やはりできるだけ民意を尊重したいという定信の意向が反映した措置であろう。

それでは定信と柏崎の町在民との人間的な関係やその交流についてはどうであったか。定信は柏崎には一度も赴いたことはなかったが、柏崎町の大庄屋、町年寄らは、定信が白河に入部している間は年頭の挨拶に白河城まで参上し、定信に謁見することが恒例になっていたようである。なお、その際には「御宮」、即ち定信が藩祖定綱（鎮国公）を奉祀した祖廟と「御学校堂」、即ち定信が創設した藩校立教館を拜見することとなっていた。⁽⁹⁾ また文化六年（一八〇九）六月、町年寄市川記七郎が白河表に参上し、白河大火の為の献納金を申し出た際、定信は「此度ハ不及其義」としてそれを断り、「冥加人足」を差し出すことだけを許している。⁽¹⁰⁾ やはり柏崎町在民の負担を慮った定信の措置であろう。

右の市川記七郎は、文化十四年（一八一七）八月、「守国院様御自筆」を拝領し、⁽¹¹⁾ 町年寄中村吉之右衛門も文化十二年六月、大庄屋を仰せ付けられたとき、「守国院様御自筆」を頂戴した⁽¹²⁾ というから、定信自筆の作品が屢々柏崎の町役人に下賜されたことが窺われる。一方、前記中村吉之右衛門の父、御内用達の中村吉左衛門は幼少より画を好み、京都で修業したが、その「自画三枚」を藩主定信に献上した⁽¹³⁾ 処、定信は「別而奇特ニ被思召、御満足被為

遊候旨」仰せ出されたという。⁽¹³⁾このように定信と町役人とは白河城における年頭の挨拶の他、書画等の交換を通じても交流があつたのである。

以上は定信と柏崎の大庄屋、町年寄、御内用達等の富裕層との交流の一端であるが、それでは定信と一般の町在の民衆との関係は如何であつたか。勿論、一般の庶民が定信と相会することはないのであるが、定信と民衆との間を繋ぐものとして、定信が下賜した柏崎町及びその周辺の神社仏閣の扁額の題辞や寺院の梵鐘の銘文等があつた。山田八八郎編『刈羽郡旧蹟志』上下巻(明治四十二年、刈羽郡役所発行、八〇・一〇三・三四八頁)によれば、当時遺存した定信の扁額としては、柏崎町の福嚴院、永徳寺、明蔵寺、下宿村の普益堂、比角村の真光寺、北条村の御島石部神社等のものがあげられており、それらは神社名もしくは本尊名等を書いたものである。梵鐘の銘文としては、柏崎町の聞光寺のものが遺されているが、それには無量寿経の文が引かれて、「天下和順、日月清明、風雨以時、災厲不起、国豊民安、兵戈無用、……文政九年季秋書 左近衛少将 源定信」とあり、定信の日頃の念願がここに籠められているとみるべきであろう。前掲『刈羽郡旧蹟志』には、これらの扁額の題辞や洪鐘の銘文は、「字体適美、稀に覽る所なり」「字体は八分にて頗る觀るべきものあり」などと記されており、寺社は庶民の多く集合する場所でもあつたから、定信の真筆は万人の注目する所となつたであろう。このようにして庶民にとつても、定信の存在は、やはり身近なものに感じられたのである。⁽¹⁴⁾

五 落し文のレトリック(三)

——「国本論」をめぐる——

松平定信の政治思想と落し文のレトリックとの関係を考える際に看過することのできない文献がある。それは定信が天明元年（一七八一）八月、二十四歳の時に著わした「国本論」である。定信自身による本書の序文によれば、この書は藩祖定綱の著「牧民後判」を読んで深く感動し、同書に触発されて書いたものであり、その内容は儒教思想を強く受けて、民を養うことが即ち治国の基本であるとし、君主の奢侈贅沢からする、民に対する圧制や収奪を厳しく戒めたものとなっている。

「国本論」は、その巻之一の首部に「民を厚くすれば人君危亡の禍ひなし。書曰、民・惟・邦・本、本固国寧とは此の謂なり」「孔子は子富んで父貧しき者あらずとのたまひ、有若は百姓足らば君誰と共にか足らざらんと云へり」とあり、その自序の冒頭にも、「書曰、民可近、不可下、民惟邦本、本固邦寧」と見えている（傍点、小林）。このように定信の著わした「国本論」の書名は、書経（偽文尚書「五子之歌」）に出典があり、それは「民は国の本」であるから、民を豊かにすることが国の基礎を堅固にすることになり、国の基礎が堅固になれば、国の政治は安定するといっているのである。一方、落し文にも、その冒頭に「民は国の本ニ而、民の貧富より国も貧富するハ天の道理也」と記されている。そうすると、この文の内容は、「国本論」と同じ意味となり、落し文の前掲文は、「国本論」に拠って記された可能性があることになる（落し文の「民の貧富より国も貧富する」も、「国本論」の「子富んで父貧しき者あらず」という孔子の言と同意である）。

落し文の前掲文が定信の著書を踏まえて記されたことは、落し文がその後、「柏崎、楽翁様以来之御政事、毎々此儀を第一と致され候処」と述べていることによつて或る程度、推測されるが、更にそれを裏づける史料がここに存する。高塩博氏所蔵の「国本論」写本三冊(上中下)である。その第二冊、中(巻之二)の裏表紙の見返しには、次の如き書肆の木版刷の広告文が貼付されている。

此度相改メ

賣本 經書 歴史 佛書 国学 哥書 俳諧 医書 算法記 詩文章 法帖 画手本 百人首 用文章 字引
 節用 往來物 女用文章 和本 唐本 其外色々

右八京・江戸・大坂の立直段ニて奉差上候間、御用被仰付候様、奉願上候、尤私店ニ無之品ハ御注文被下置候
 ハ、三十日限り取揃へ、格別下直ニ仕候間、沢山御注文之程、奉希上候
 貸本 軍書 通俗 実録 伝記 仇討 絵本 読本 写本 隨筆 戲作 物語 其外色々

右者京・江戸・大坂の新しいもの格別ニ相働キ奉差上候間、不限多少御用向被仰付候様、偏奉願上候、以上

柏崎しま町

本屋七左工門(印)

香しやく寺わき

右の広告主「本屋七左工門」の下にある印章には、陽刻、篆書にて「戸田榮松謹言」と記されている。

さて、この「本屋七左工門(戸田榮松)」とは如何なる人物であるか。柏崎市立図書館所蔵「柏崎文庫」(関甲子次郎氏自筆稿本)によれば、同史料の嶋町の部には、「戸田氏、和泉屋、材木商、嶋町住、浄興寺旦那」とあつて、次に戸田氏の系図が掲げられ、その系図中には人物の注記が為されている。それによると、戸田幸七には二人の男子があり、兄を七兵衛、弟を七左衛門と言ひ、七兵衛については、「嶋町ニ住し、後大町ニ出で、書籍文房具を鬻

ぎ、貸本を為す。律を犯して笞かぶりとなり、後医者となる。隠居別家して嶋町二住し良齋と号す。慶応二年八月三日死す。六十三才。積名惠空。若き頃、江戸二出で、前田夏蔭二国学を学び、和歌を作り、後香川景樹、本居大平の点をうけたり。穂波の号あり、七左衛門については、「久松。兄の後をつぎ、書店、後書画骨董商」と記されている。同史料には、右の系図を掲げた後に別に項を起して、七兵衛と七左衛門について、更にその経歴が詳述されている。それによると、戸田七兵衛は書籍文房具を売り、また貸本業も営んでいたが、罪あつて桑名藩から書籍の営業を停止された。兄の廃業後、弟七左衛門（松園・久穂）は、兄の業を継いで書肆を経営し、その後は書画骨董商となり、安政から明治にかけて当地で屢々書画会を催し、柏崎の社交界を賑わしたという。明治二年に上京、浅草三筋町の自宅において五十一歳で病死した。¹⁵⁾以上から前掲「国本論」に貼付された広告文の「本屋七左エ門」は、右系図中の戸田七左衛門と断定して、誤りないであろう。

ここで更に注目すべきことがある。前述したように、弟七左衛門は兄七兵衛から書肆を引き継ぐのであるが、その兄七兵衛は若くして江戸に出て前田夏蔭より国学を学び、また和歌をよくした。しかも、この七兵衛こと戸田穂波は、実は生田萬が来柏したとき、その門人となった人物である。関甲子次郎氏の「生田の旗風」には、生田萬と親交のあつた柏崎の人々の姓名が二十人ほど挙げられているが、その最後に「戸田穂波」の名前が見えており、それには「ほんしち」と仮名が振られている。¹⁶⁾「ほんしち」が「本屋七兵衛」の略称であることはいうまでもない。しかも関甲子次郎氏の祖父である関守雄と戸田穂波とは同じく前田夏蔭の門下であり、親友の間柄であつた。前掲「生田の旗風」には、穂波が守雄に対し、生田萬が入門するように勧め、守雄は穂波の紹介で萬と三度会つたが、萬が師弟の誓約書を守雄に強く求めた為、結局は入門を断念したことが紹介されている。¹⁷⁾

このように生田萬と戸田穂波とは師弟の關係にあつたから、当然、穂波は萬から書籍に関する新しい知識を得る

と同時に、一方、萬の為に書籍の購入や貸借の便宜を図ったことであろう。穂波の弟、七左衛門・松園が兄の処罰後、その書肆をそのまま兄から引き継いだとすれば（但し、その年代は不明）、定信著の前記「国本論」の写本も、もとは七兵衛・穂波が所有していたことになろう。「国本論」写本が元来、七兵衛所有のものであったとすれば、萬が門弟の七兵衛を介して定信の「国本論」やその他の著述を読んでいた可能性は十分に考えられるのであり、もしまた前記「国本論」写本が七兵衛所有のものではなかったとしても、当時「国本論」写本が柏崎の書肆において売買されていたことは確実であるから、落し文冒頭の記事が定信の「国本論」を踏まえて書かれたとしても、決して不自然ではない。ただ「国本論」は儒教の仁政思想に基づいて記されたものであり、そこには易姓革命を肯定する如き記述が見受けられ、一方、萬は儒教思想を排する国学者であったから、「国本論」と萬の思想とは相容れないものもあつたと思われるが、落し文の前掲記事を民衆蹶起を促す為のレトリックとして捉えれば、さして問題はないであろう。萬の集団が襲撃に際し、当初から「大塩党」を名乗り、また集団の掲げた白旗には「奉天命・誅国賊」の文字があつて、共に儒教思想を排していないことが明らかであるからである。

六 落し文のレトリック(四)

—— 生田萬と松平定信 ——

最後に「天の道理」と並んで落し文にある民衆蹶起を正当化する為の、もう一つの理念上の根拠、「神勅」について一言しておきたい。

落し文の後段には、「第一、武人之御代官、此西山・岩下・西巻米屋、在分ハ大肝煎不残、是等ハ張本ニ付、此

もの共首刎可申事、楽翁様の御代ならハ如斯之処、只今我々共、国法ニしたかひ、天照大神の御勅ニしたがひ来候得共、楽翁様の御思召も一同之事ニ付、少々其法ニ隨ひ、一同百姓町人の難渋の者共、早々決断して是等の首を刎て、天神・楽翁様の御主意ニかわるべきもの也」と記されている。ここには、「国法」「天照大神の御勅」「神勅」の語が見えるが、その内容については何も説明されていない。しかし、この文は以下に掲げる本居宣長の「玉くしげ」の文を踏まえて記されたものではなかるうか。

さて今の御代と申すは、まづ天照大御神の御はからひ、朝廷の御任ミヨサシによりて、東照神御祖命より御つぎく、大將軍家の、天下の御政をば、敷行はせ給ふ御世にして、その御政を、又一国・一郡と分て、御大名たち各これを預かり行ひたまふ御事なれば、其御領内くの民も、全く私の民にはあらず、国も私の国にはあらず、天下の民は、みな当時これを、東照神御祖命御代々の大將軍家へ、天照大御神の預けさせ給へる御民なり。国も又天照大御神の預けさせたまへる御国なり。然ればかの神御祖命の御定、御代々の大將軍家の御掟は、すなはちこれ天照大御神の御定・御掟なれば、殊に大切に思召て、此御定・御掟を、背かじ頼ツクさじとよく守りたまひ、又其国々の政事は、天照大御神より、次第に預かりたまへる国政なれば、随分大切に執行ひ給ふべく、民は天照大御神より預かり奉れる御民ぞといふことを、忘れたまはずして、これ又殊に大切におぼしめして、はぐみ撫給ふべき事、御大名の肝要なれば、下下の事執行ふ人々にも、此旨をよく示しおき給ひて、心得違へなきやうに、常々御心を付らるべき御事なり。

右の「玉くしげ」の文の意味するところは、凡そ次の通りである。今の武家政治は、天照大御神の叡慮に基づき朝廷から委任を受け、それが家康公から代々の將軍家に受け継がれているものであり、各大名家もまた將軍家から、その政治を一国一郡に分けて預けられているものである。即ち天下の国土・人民は、すべて天照大御神から預

かつた国土・人民であるから、家康公や代々の將軍家の定めた法や掟も天照大御神の定めた法や掟に他ならない。従つて各大名家は、それらの法や掟を尊重し、順守すべきであり、領内の政治も天照大御神より預けられた政治であるから、大切にそれを執り行い、領内の人民も天照大御神より預けられた人民であるから、大切に撫育すべきことが肝要である。人民と直接対応する家臣にも、この旨をよく認識せしめて心得違ひのないようにしなければならぬ。

以上の「玉くしげ」の文を念頭に置いて、前掲の落し文を読むと、落し文に「只今我々共、国法ニしたかひ、天照大神の御勅ニしたがひ来候得共」とあるのは、「我々は天照大御神の御勅やそれに基づく国法（ここでは幕府法や藩法などを指すか。但し、それは「玉くしげ」の「東照神御祖命の御定」「御代々の大將軍家の御掟」と同じく、実定法的な意味合いは少ないであろう）に従つて来たけれども」ということであろう。また「少々其法ニ隨ひ」の「其法」も、「神勅」や「国法」のことであり、それは「人民撫育を目的とする法」を意味するであろう。即ち「神勅」や「国法」に照らして、この度の代官や米商らの行為をはかれば、彼等は明らかにそれに違反しているから、彼等は直ちに処刑されるべきであるというのが落し文の論理であろう。結局、落し文の後段の文は、「玉くしげ」の文に抛りながら、更にそれを一歩進めて、我々は「神勅」（「国法」も「神勅」とほぼ同意）に従うことによつて、「神勅」に従わない代官や米商らを誅伐するのだという正当性を主張したものである。このように落し文の「神勅」を「玉くしげ」と同じく為政者に対する人民撫育の為の天照大御神の至上命令と解することができる。すると、生田萬が「玉くしげ」を精読していたことは明らかであるから（萬の著わす「岩にむす苔」が「秘本玉くしげ」の文を引用していることに注意）、この落し文が萬の意を受けて書かれたとしても何ら不思議ではなく、むしろこの個所は、国学者生田萬の思想が尤も鮮明に表現されている部分であるといえよう。

ここで更に注意すべきことがある。それは落し文に、「天照大神の御勅ニしたがひ来候得共、楽翁様の御思召も一同之事ニ付」とあり、また「天神・楽翁様の御主意にかわるべきもの也」とあることである。即ち上記の文は、天照大御神の「神勅」と「楽翁様の御思召・御主意」とは同じものであること、しかもその同じものであることを落し文の筆者がよく認識していたことを意味する。松平定信は天明八年（一七八八）十月、將軍家齋に対し、「御心得之箇条」を上呈しているが、そこには有名な「大政委任論」と称される内容が含まれている。その内容とは、日本国六十余州は朝廷から預かったものであり、將軍の私有物と考えてはならないとして將軍の恣意的な政治を抑制しようとしたものである。そうすると定信の右の「大政委任論」は、前掲「玉くしげ」の文と同じ内容をもつことになり、定信が「玉くしげ」を讀んで、そこから影響を受けたことは十分に考えられよう。落し文が「神勅」と「楽翁様の御思召・御主意」とを同じものとして扱っているのは、まさにそのことを示している。

定信の父、田安宗武が国学に造詣が深く、荷田在満や賀茂眞淵らを登用し、古典や故実に通曉していたことは有名であり、定信も、その家学の影響の下に育てられた人物である。定信は白河に藩校立教館を創設する際には、孔子を祭らず、釈奠も行わず、しかも学館講堂の中央には天照大御神を祭り、左に家康の遺訓、右に四書五経と藩祖定綱の勸学家訓を安置した。父田安宗武は、すぐれた歌人、歌学者でもあったから、定信はその感化を受けて幼少より古歌に親しみ、自身も多くの秀歌を遺している。また漢籍と共に源氏物語、伊勢物語、万葉集、古今集など多くの日本の古典を書写しているが、定信の大字の揮毫は雄偉にして豪爽、その細字の筆法は精緻にして優雅と評されている。¹⁸⁾

一方、生田萬は「岩にむす苔」の中で、徳川家康による皇典に基づいた政治、尾張の徳川義直による神祇宝典の編纂、水戸の徳川光圀による大日本史・礼儀類典の編纂をあげ、その次に「田安様にては加茂眞淵翁を召させら

れ、紀州様にては本居宣長翁を召させられ候」と述べて、古道学を提唱している。確かに萬が定信の著書を読み、それに啓発されたという記録はない。しかし、ここに「田安宗武」の名をあげて、その国学研究を高く評価していることを思えば、萬は定信に対しても関心を有していたに違いない。萬は享和元年（一八〇一）の出生であるから、定信との年齢の差は四十歳余の開きはあるけれども、二人は同時代を生きたから、定信の政治改革に対する情熱は、青年期の萬の耳にも当然届いていた筈である。萬はすぐれた歌人でもあり、題詠の歌には型に囚われた凡作が多いが、折々の実感を詠じた歌には生氣が充ち溢れ、当時の一流の歌人に比しても遜色のない秀歌が多いといわれており、また書道においても、空海、道風などの墨蹟を臨摹して修業に努め、その書は高雅な一面を有すると評価されている⁽¹⁹⁾。

もとより定信と萬とは、一方は朱子学を奉じ、他方はそれを排するなど、その思想、信条には異なるものがあつたが、しかし日本国家の自立・発展の為に、日本固有の精神に基づいて漢学を修め、それを活用せんとする、いわゆる「和魂漢才」の精神の持主という点においては両者は共通しており、また和歌や書道など、その古典的な嗜好や趣味においても両者には共通するものがあつたから、萬が定信の政治や思想に共鳴することがあつたとしても、敢て不思議はないであろう。落し文の筆者が「神勅」と「楽翁様の御思召・御主意」とを同一のものとして認識しているということは、上記の如き萬の定信観がその背景にあつたからではなからうか。⁽²⁰⁾

結 言

以上、本稿では、いわゆる「生田萬の落し文」を通して、生田萬がどのようにして民衆に対し蹶起を呼びかけ、

行動への参加を促したか、その説得の為の技術・技法について、主として探って来た。今、落し文があげた実力行使の為の正当化の根拠を整理するならば、それには大きく分けて次の三種があったと思われる。

第一 「天の道理」と「神勅」

第二 「必死」の状態にある飢民の救済

第三 「楽翁様の御政事・御思召・御主意」

第一の根拠は、何人といえども、これを否定することのできない永久不変の効力をもつ規範であって、今日でいう自然法に相当するものである。第二の根拠は、当時の柏崎において一刻の猶予をもゆるされない目前に迫った現実の問題である。しかし第一の理念上の根拠は、万人をして納得せしめるものであるとしても、その内容は抽象的で莫然としており、それを掲げるだけでは人々に対し、実践の為の積極的な行動を促すに十分ではない。また第二の現実上の根拠は、人々に対し、実践の為の積極的な行動を促すことはできても、それを掲げるだけでは万人をして納得せしめる大義名分がない。第一の根拠と第二の根拠とが結びつくことによって、始めてすべての人々に対し説得することが可能となり、また実践の為の積極的な行動を促すことができる。落し文の論理を敷衍すれば、この第一の根拠と第二の根拠とを強く結びつけるものが即ち第三の根拠であったということができよう。

定信政治の基調は、支配階級の収賄禁止等による奢侈の抑制と人民愛撫の精神による窮民救済にあり、その政策は一定程度成功し、その実績は柏崎の町在民にとつても、前藩主の治政として身近に感じるものであった。しかも定信は「国本論」の著者でもあり、また「大政委任論」の意見の持主でもあった。いわば定信は上記の第一の根拠である理念に基づいて、第二の根拠である現実の諸問題、とりわけ飢民救済問題を解決した人物であり、この二つの根拠は「楽翁様」の名において、すでに統合されていたのである。従って「楽翁様」という名は、今、まさに落

し文が問題としてゐる民衆蹶起を促す為の第一の理念上の根拠と第二の実際上の根拠とを強力に結びつける媒介として最もふさわしく、またその例証としての機能を果すものであった。落し文が「楽翁様」の名を四回もあげて、楽翁政治への回帰を訴えているのは、その為である。この落し文が生田萬自らが筆を執つて書いたものかどうかはなお疑問であるとしても、このような落し文にみる、巧妙なレトリックに注目するならば、その大体の骨組みを構築した人物としては、やはり萬以外には考えられないのではなからうか。

この落し文のレトリックに定信の政治・思想・信条等が大きな役割を演じ、しかもそのレトリックの骨組みを萬自身が作つたとすると、今後、萬の思想や行動を考察する場合、そのような視点からの検討も必要とならう。しかし、ここになお大きな問題が残されている。それは落し文による上記のような説得にも拘らず、この騒動には、柏崎陣屋領の町役人・村役人らの上層部は当然であるとしても、困窮している一般の町在民が一人として参加しなかつたという事実である。陣屋襲撃を敢行した萬の同志は、浪人二人を含む僅か五名であり、当日未明、萬の集団に随つた数十名のいわゆる弥次馬的農民も、実は与板藩の領民であつた。この乱に柏崎陣屋の支配する領民が一人も参加しなかつた理由はどこにあるか。それについては、従来から種々研究が為されているが、なおそれは、この事件の最大の謎であり、この事件の眞の動機、意図、目的とも密接に関わる重要な問題である。今後の課題とすることにしたい。

(1) 天保八年十月二十五日付、桑名藩江戸留守居役の幕府宛申上書。山田八八郎編『刈羽郡旧蹟志 上巻』(明治四十二年、刈羽郡役所)所収「天保丁酉騒動顛末」一七八・一八九頁。但し二疏の白旗の後者の文字は、「御陣内騒働記」(『柏崎市史資料集 近世篇2下』所収五二〇頁)には「集忠義征暴虐」、「生田萬騒動記」(同上所収五二四頁)には「集忠臣征暴虐」とある。

(2) 柏崎市立図書館所蔵「柏崎文庫」の今町の部に、「町役人、村役人、又は御内用達、苗字帯刀御免等の役付は、始は由緒家柄

を以て撰みしも、追々変化して献金、上納金、御手伝等多き者を以て選任する事となれり。……されば天明の頃迄は、矢口、市川、下山田、内山等、世襲して町役人出頭たりしが、夫れより後は山甚、小熊等其他の諸家を町役人となしたり」とあるから、「内山篤次」も旧町役人の一族であろうか。

(3) 「柏崎文庫」の中町の部に、次の如き記事がある。「中町、慶長の頃、柏崎駅場となり、町家も立ち並びて町名を附し、大町、中町、今町と称せしなり。元禄の頃より魚市場を立つ。よつて此辺を総称して魚場ともいふ。安政鑑に幅四間、長六十間、人家五十一軒、町の中央二井戸あり。井桁六尺四方、飲用水。うた二、結ふてしまふか結はずに置こか、しあん中町洗ひ髪。行こか新町かへるか四つ家、しあん中町魚市」。上記の記事からすると、「肴場」は、現在の柏崎市西本町二丁目地域に当る。

(4) 天保八年四月十四日付、中村鷺之助宛の生田萬書簡。寺島鍊二「生田萬」館林郷土史談会編『生田萬・荒井静楚』昭和十一年、一六七頁以下。

(5) 天保八年六月、出雲崎御料手代、桑名藩代官ら十二名による。『新潟県史 資料篇12 近世七 幕末編』昭和五十九年、八六〇頁以下。前掲『刈羽郡旧蹟志 上巻』一二四・一二五頁。

(6) 宮沢俊義「抵抗権」『憲法Ⅱ』昭和三十四年、有斐閣刊、一三二頁以下。

(7) 松平定信の白河藩の藩政改革については、渋沢榮一『栗翁公伝』昭和十二年、岩波書店刊、四四頁以下、高沢憲治『松平定信』二〇一二年、吉川弘文館刊、二七頁以下等参照。

(8) 新沢佳大編『柏崎編年史 上巻』昭和四十五年、柏崎市発行、三二七・三二八頁。『柏崎市史 中巻』平成二年、一六二頁。

(9) 「市川九良五郎由緒書」「中村雄右衛門由緒書」『柏崎市史資料集 近世篇2』昭和六十年、五九八・六〇七頁。

(10) 「市川九良五郎由緒書」前掲書五九八頁。

(11) (10)に同じ。

(12) 「中村雄右衛門由緒書」前掲書六〇七頁。

(13) 「中村雄右衛門由緒書」前掲書六〇六頁。

(14) 松平定信の柏崎における評価については、異論もある。明治四十年九月の柏崎新聞には、甲子樓主人(関甲子次郎)筆の次の如き記事が掲載されている。「我が松平越中守家におかせられては、領有高十一万三千石の内、越後にて八万三千石を有し、……此越後領分を以て、御台所と称し、ドシ／＼領民に、貢租献金等を申し附けられました事であり升。とりわけ御先代の定信公は、

身代不相当の器量人で有りましたから、中々御物入りが多く、従て領内の民百姓よりは何かと言つては吸ひ上げ、何かと言つては取り上げる事がひどかつたさうで有り升。其取り上げ吸上げの報酬としては、苗字御免、帯刀差し許し、或は何人扶持下さるか、或は居掛り諸役御免とか申し渡し……」。しかし献金の代償としての役職等の付与は、定信の後を継いだ定永以後に多く認められるようであり、それは藩主の早世が続いたことなども、その一因として影響しているのではないか。

(15) 「柏崎文庫」の嶋町の部には、七兵衛(戸田穂波)、七左衛門(戸田松園)について、それぞれのように記されている。即ち「穂波、笑ひ本を仕入れ、東叡山の□札をさして来りしを、密告者ありて板橋駅にて荷物差押へられ、桑名藩の裁許にて本屋を止められ、笠かぶりとなり、医者を業とし帮漢を兼ねたり。本七坊くと呼ぶ。笠かぶり通りちがへばしらぬ人 よくくみれば本屋七兵衛」、「七左エ門、松園、久穂、七兵衛の弟。香に匂ふ梅のこかけに旅寝して のべの霞をわけや行くらん。七左エ門、才幹あり。市の上流ニ交り、書画骨董を業とし、前川文雅、平山安齋等と安政より明治ニ至る柏崎の社交界を賑はせり。書画会開催の如きは多く此松園の発起なり。明治戊辰の変、星野藤兵衛の手先きとなり、大ニ活動す。二年己巳東京へ行き、東京府権判事、片桐直方宅ニ寓す。片桐、罪を獲、松園も亦嫌疑をうけて獄ニ繋がる。養子良助、上京して其罪に代らん事を願ふ。許されず。たまくと松園、病を得、免獄せられて浅草三筋町寓居ニ病死す。時ニ六月二十九日、五十一才なり。牛籠光照寺ニ葬る。明治八年、良助、柏崎正光寺の後山ニ改葬し碑をたつ。大橋陶庵正燾の撰文、晚翠院秀普松園居士」。なお「柏崎文庫」の大町の部にも、「本屋七左エ門、戸田良齋の弟、大町に書籍店を開く。かし本等の元祖なり。安政かゞみに、三都和漢書物処 大町 本屋七左エ門」とあって、「和漢書物処」と「懐中蠟燭」の二枚の木版刷広告文が貼付されている。上記の記事からすれば、七左衛門は、初め嶋町に書店を開いたが、安政の頃には、大町はたゞ町に転居していることが分る。

(16) 相馬前掲書二九四頁。

(17) 相馬前掲書二九二頁。

(18) 渋沢前掲書一六・三七四頁以下。

(19) 相馬前掲書四三・四四頁。

(20) この落し文には、他にも定信の影響と思われる個所がある。落し文に、天下の飢饉が原因となって乱世を招く危険があるから、「武の備ハ尤可有之儀也」として武備の必要が強調されているのは、定信の「白河家訓」の「家中の士は武備を忘るべからず」に、また落し文に「此儀私欲ニさへ拘り不申候ハバ天理ニ相叶候間、私欲ニ拘はらぬ事、第一の肝要ニ候」とあって、「私欲」を

強く戒しめているのは、同「家訓」の「……今や士にしてこの貴き職分を忘れ、妄りに財利を事とし、金銀を貪る者多しといふ。……士に俸禄を与ふるは、利慾の念を去り、専念奉公に勤めしむる為めならずや。予が家臣たる者は之を三思せよ」に、その内容はそれぞれ符合する。

〔付記〕

「国本論」写本の閲覧に関しては、國學院大學教授高塩博氏に、柏崎市立図書館所蔵の「柏崎文庫」関係史料、及び「柏崎騒動聞書」の撮影・複写に関しては、柏崎ふるさと人物館学芸員池田孝博氏に、柏崎市立図書館所蔵の郷土資料の閲覧・複写に関しては、同図書館司書田村早苗氏に、それぞれ御高配を頂いた。ここに記して深謝の意を表す。